

○財務省告示第百八十号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定に基づき、令和二年の同項に規定する財務大臣が告示する割合を次のように告示する。

令和元年十二月十二日

財務大臣 麻生 太郎

年〇・六パーセント